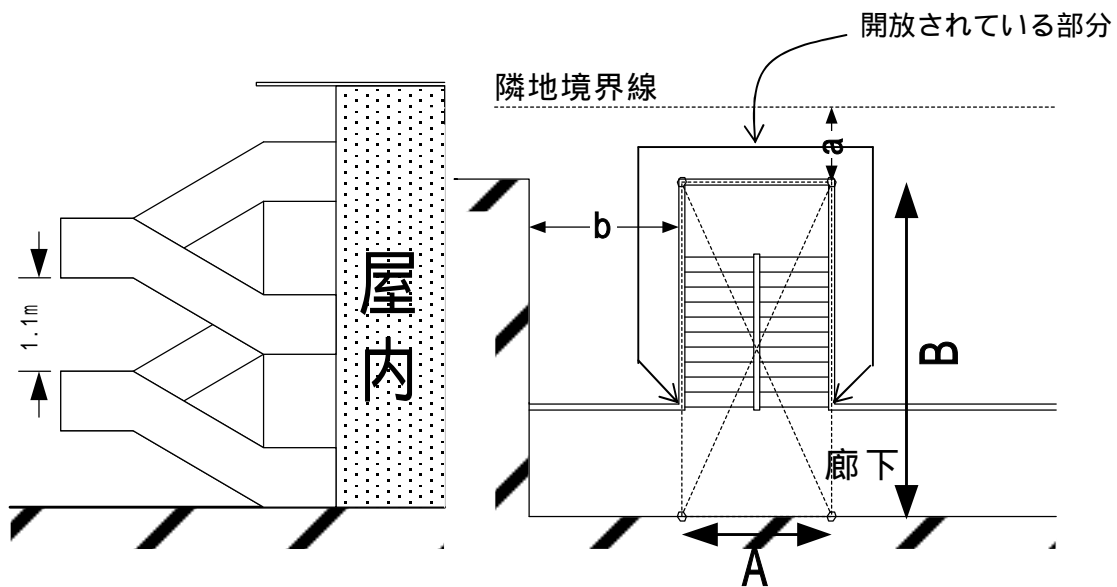


屋外階段の取扱い

(関係条文)
 令 23 条・令 123 条

屋外階段の取扱い

開放されている部分(隣地境界線 a0.5m以上、建物間 b1.0m以上)が階段周長($2A + 2B$)の $1/2$ 以上であるもの、あるいは、これと同等程度以上の排煙性能を見込めるものは屋外階段として取扱う。



a、b有効寸法
 A、B壁芯寸法

この規定は屋外階段かどうかの規定であり床面積の規定については「用語の定義-12」を参照のこと

備考

西宮市建築基準法取扱い基準
 2010.04.01